

## 口頭指導に関する実施要綱

平成 11 年 9 月 29 日	西消局通達第 5 号	[制定]
平成 14 年 12 月 25 日	西消局通達第 4 号	[第 1 次改正]
平成 24 年 3 月 27 日	西消局通達第 21 号	[第 2 次改正]
平成 29 年 1 月 25 日	西消局通達第 2 号	[第 3 次改正]
平成 30 年 8 月 29 日	西消局通達第 2 号	[第 4 次改正]
令和 6 年 3 月 26 日	西消局通達第 11 号	[第 5 次改正]

### (目的)

第 1 条 この要綱は、口頭指導について、標準的な実施方法等について必要な事項を定め、もって救命効果の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱における定義は、次のとおりとする。

- (1) 口頭指導とは、救急要請受信時に、消防機関が救急現場付近にある者に、電話等により応急手当の協力を要請し、口頭で応急手当の指導を行うことをいう。
- (2) 口頭指導員とは、119番通報を受ける等の指令業務に従事している者のうち、救急救命士、救急隊員又は応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号）に基づく応急手当指導員の資格を有する消防職員をいう。
- (3) 応急手当実施者とは、口頭指導員により口頭指導を受け傷病者に対し応急手当を施行する者（口頭指導員の口頭指導を施行者に伝える者も含む。）をいう。

### (口頭指導の指導項目)

第 3 条 口頭指導を行う指導項目は次のとおりとし、別表第 1 から別表第 8 に定める口頭指導導入要領及び口頭指導手順に基づき実施するものとする。

- (1) 心肺蘇生法
- (2) 気道異物除去法
- (3) 止血法
- (4) 熱傷手当
- (5) 指趾切断手当
- (6) 熱性けいれんの手当
- (7) エピペン対応

### (口頭指導の実施要領)

第 4 条 口頭指導にあつては、応急手当実施者が極度に焦燥し、冷静さを失っていることが予想されることから、口頭指導員が次の要件を満たしていると判断した場合に実施するものとする。

- (1) 救急要請内容から応急手当が必要と判断され、効果が期待できるとき。
- (2) 口頭指導で通報者側が対応できると判断できるとき。
- (3) 口頭指導することにより症状の悪化を生じないと判断できるとき。

- 2 口頭指導員は、既に救急車が向っている旨を伝えるなど通報者に安心感を持たせるとともに、原則として別表第1の口頭指導導入要領に従い、通報者から必要な事項を迅速かつ的確に聴取するものとする。
- 3 口頭指導は原則として別表第2から別表第8までの口頭指導手順に従って実施するものとする。ただし、口頭指導によって症状の改善が期待できると判断した場合は、指導項目以外の処置についても口頭指導を実施できるものとする。
- 4 口頭指導実施上の留意事項は、次のとおりとする。
  - (1) 通報者に対して口頭指導を実施すべき事案であると判断した場合は、各口頭指導手順に従って、速やかに指導を行うものとする。
  - (2) 通報者に対して口頭指導を実施する場合は、感染防止上の留意事項についても配慮するものとする。
  - (3) 通報者に対して口頭指導を実施した場合は、出動中の救急隊に対し可能な限りその内容について伝達するものとする。
  - (4) 通報者に対して口頭指導を実施する場合は、口頭指導によって救急隊の出動指令が遅延することのないように行うものとする。

(口頭指導に係る記録)

第5条 口頭指導員は、口頭指導を行った場合、口頭指導を行った年月日、時刻、口頭指導員名、応急手当実施者、指導項目及び指導内容並びにその口頭指導による応急手当の実施又は不実施の現場状況、傷病者の予後等について、該当救急隊等に確認し記録しておくものとする。

(口頭指導に係る事後検証)

第6条 口頭指導員は、阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会事後検証委員会において、口頭指導に係る検証が必要とされた事案の口頭指導内容等について、必要に応じて事後検証委員による事後検証を受けるものとする。

- 2 口頭指導員は、前項に該当する事案について事後検証を受ける場合、口頭指導記録表(様式第1号)に必要な事項を記入し、阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会事後検証委員会事務局に提出するものとする。

(口頭指導に係る救急研修)

第7条 指令課長は、口頭指導員の指導能力及び技術の向上を図るため、別表第9に定める口頭指導に係る救急研修項目に基づき、口頭指導員の中から、救急救命士の資格を有する者を講師として指名し、口頭指導に係る救急研修を実施させるものとする。

- 2 担当講師は、口頭指導に係る救急研修を実施した場合、口頭指導に係る救急研修実施結果報告書(様式第2号)により、指令課長に実施結果を報告するものとする。

(地域メディカルコントロール協議会との連携)

第8条 指令課長は、口頭指導及び通信指令員の教育に係る事項に関し、阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会と緊密に連携するものとする。

(指導項目等の研究)

第9条 口頭指導員は、指導項目、指導手順、指導方法の研究等を行い、常に口頭指導の

高度化に努めるものとする。

(統計)

第10条 指令課長は、月ごとの口頭指導実施状況を口頭指導件数一覧表（様式第3号）により整理させ、把握しておくものとする。

付 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年12月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成30年8月29日から実施する。

付 則

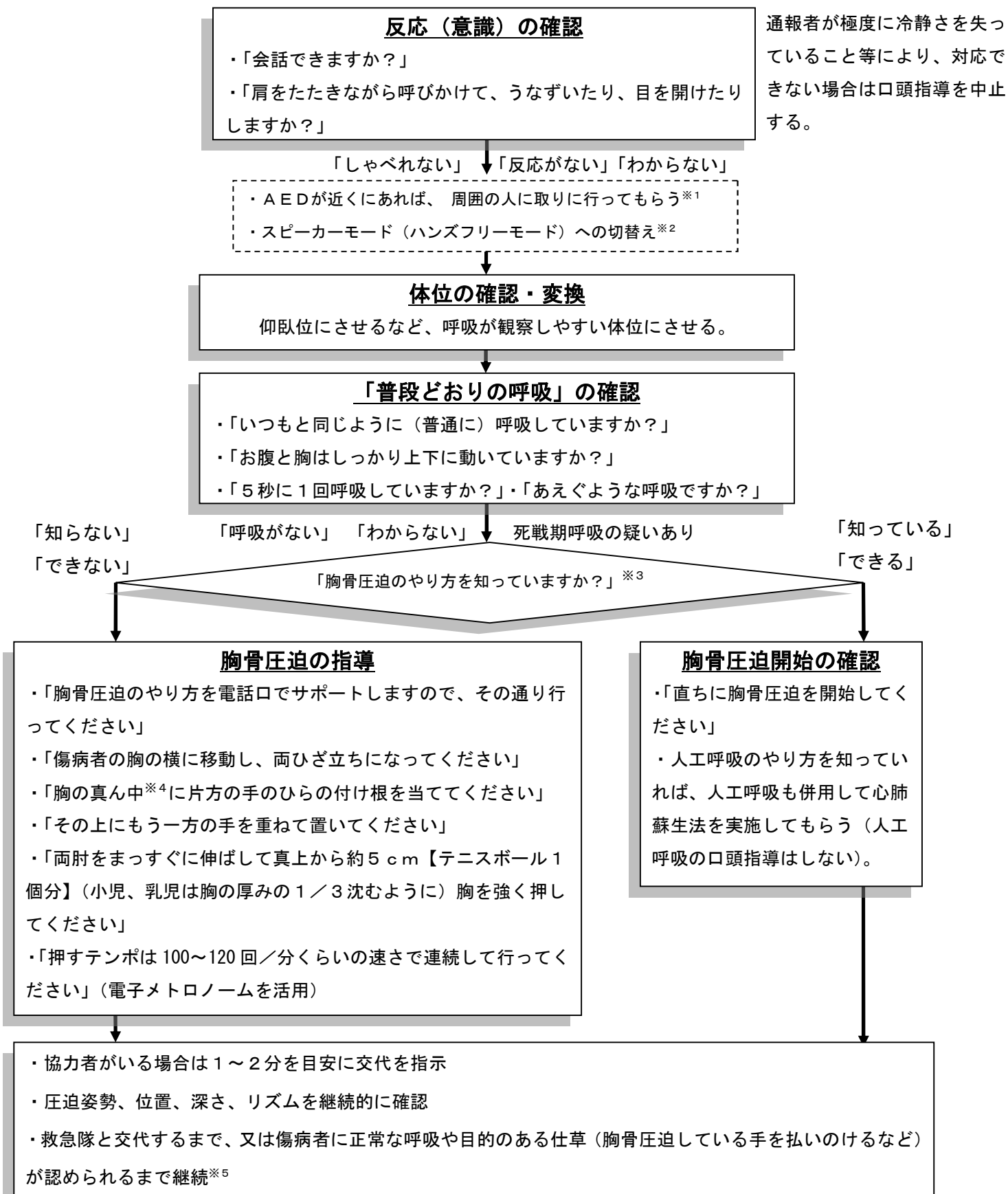
この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

別表第1（第3条、第4条関係）  
口頭指導導入要領（心停止等の識別）

質問の目的	質問番号	質問内容	応答選択肢	プロトコル（移動先）	留意事項	
導入	1	西宮市119番です。火事ですか、救急ですか？				
			a	救急	(→質問2)	
			b	火事、その他	(→対象外)	
出動先確認	2	(救急車が出動する先の住所の確認)		(→質問3)		
概況の把握	3	どなたが、どうしましたか？			<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者自らが提供する傷病者情報の表現に傾聴</li> <li>・年齢（不明な場合は推定年齢）と性別の確認</li> </ul>	
			a	<キーワード> 呼吸なし・脈なし・水没・首をつっている	出動指令＋心肺蘇生法の口頭指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドクターカー出動を考慮する。</li> </ul>
			b	(キーワードなしで) 目の前で人が倒れた（目撃） 人が倒れている けいれんしている 具合が悪そう 様子がおかしい	(→質問4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成人が通報者の目の前で突然倒れた場合は特に心停止の可能性が高いことに留意する。</li> <li>・「けいれんしている」→けいれんが治まった後、呼吸の確認を指示する。けいれん（てんかん）の既往の有無も可能であれば確認する。</li> <li>・具合が悪そう、様子がおかしいなどの不定愁訴や不明確な通報内容には心停止が潜んでいるので、可能な限り、より積極的に意識（反応）と呼吸の状態を確認させる。</li> </ul>
			c	(キーワードなしで) 喉にものをつめた（窒息）	出動指令＋気道異物除去の口頭指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドクターカー出動を考慮する。</li> </ul>
			d	(キーワードなしで) 反応（意識）があることが明らかな通報	(→質問6)	
反応の確認	4	大きな声で呼びかけて反応はありますか？				
			a	はい	(→質問6)	
			b	反応がない	(→質問5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注目ボタン等により、他の課員の応援を要請</li> <li>・ドクターカー出動を考慮する。</li> </ul>
			c	不明	(→質問5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する。</li> <li>・協力者の要請指示も考慮する。</li> <li>・ドクターカー出動を考慮する。</li> </ul>
呼吸の確認	5	胸や腹部が上下する普段通りの呼吸ですか？			<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段通りの呼吸でないと疑われる表現には要注意</li> </ul>	
			a	はい	(→質問6)	
			b	普段通りの呼吸でない	出動指令＋心肺蘇生法の口頭指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・胸骨圧迫のみ指導</li> <li>・ドクターカー出動を考慮する。</li> </ul>
			c	不明	(→質問6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者を落ち着かせ可能な限り観察するよう依頼する。</li> <li>・協力者の要請指示も考慮する。</li> </ul>
詳細な概況の確認	6	救急車はすでに出動していますので、詳しい概況を教えてください		出動指令＋聴取内容に応じた口頭指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急隊への情報伝達</li> </ul>	

※各質問項目から総合的に判断し、心停止を識別すること。  
※質問に対し確実な応答でなければ、繰り返し確認させることも考慮する。

口頭指導手順／心肺蘇生法（全年齢対象）



通報者が極度に冷静さを失っていること等により、対応できない場合は口頭指導を中止する。

※1 AED到着後は、直ちにAEDを使用させる。また、必要に応じて使用方法も指導する。

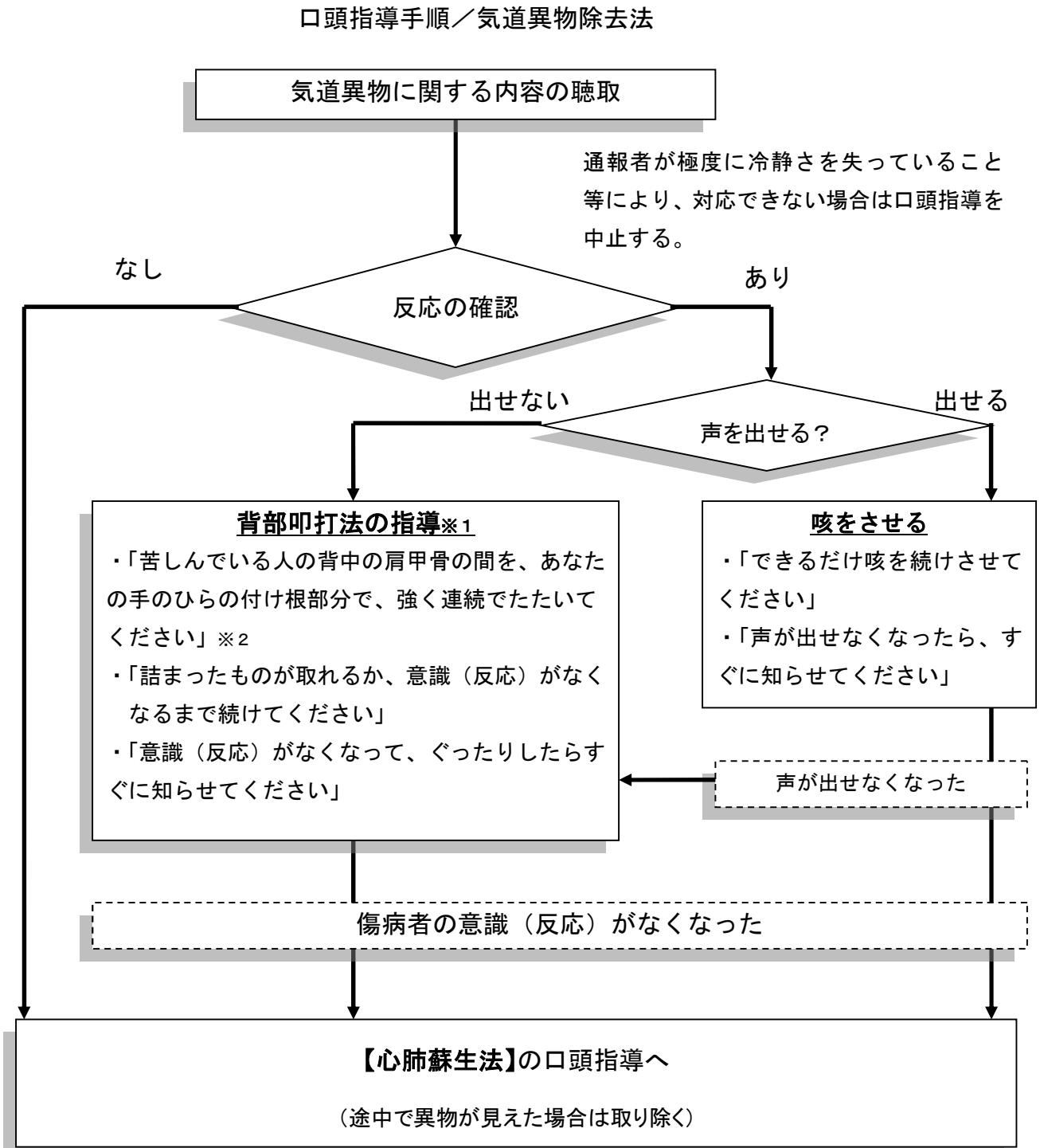
※2 スピーカーモード（ハンズフリーモード）切替に時間を要する場合や切替方法がわからない場合は、速やかに口頭指導に移行する。

※3 心肺蘇生の「胸骨圧迫」という文言が普及しきれていないため、「心臓マッサージ」を用いてもよい。

※4 胸骨圧迫部位の指導で「胸の真ん中」で部位が伝わらない場合、「乳首を結ぶ線の真ん中」などを用いてもよい。

※5 効果がみえなくても継続するよう指導する。

別表第3（第3条、第4条関係）



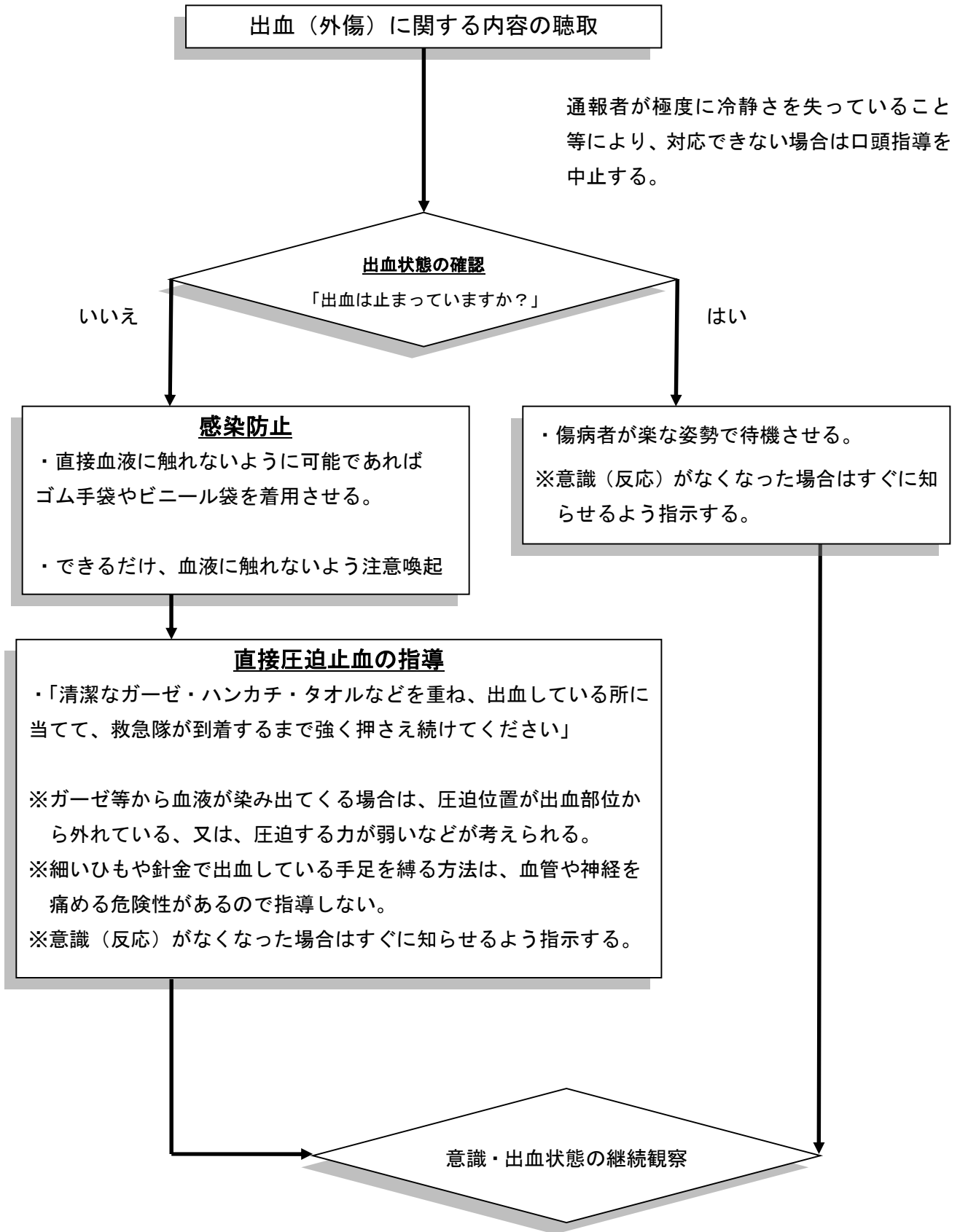
※1 気道異物除去の口頭指導時には、実効性が高く、簡易な背部叩打法のみを指導する。

※2 通報者が腹部突き上げ法（ハイムリック法）を知っている場合で、背部叩打法を行っても効果がない場合は、腹部突き上げ法（ハイムリック法）と背部叩打法を繰り返すよう指導する。

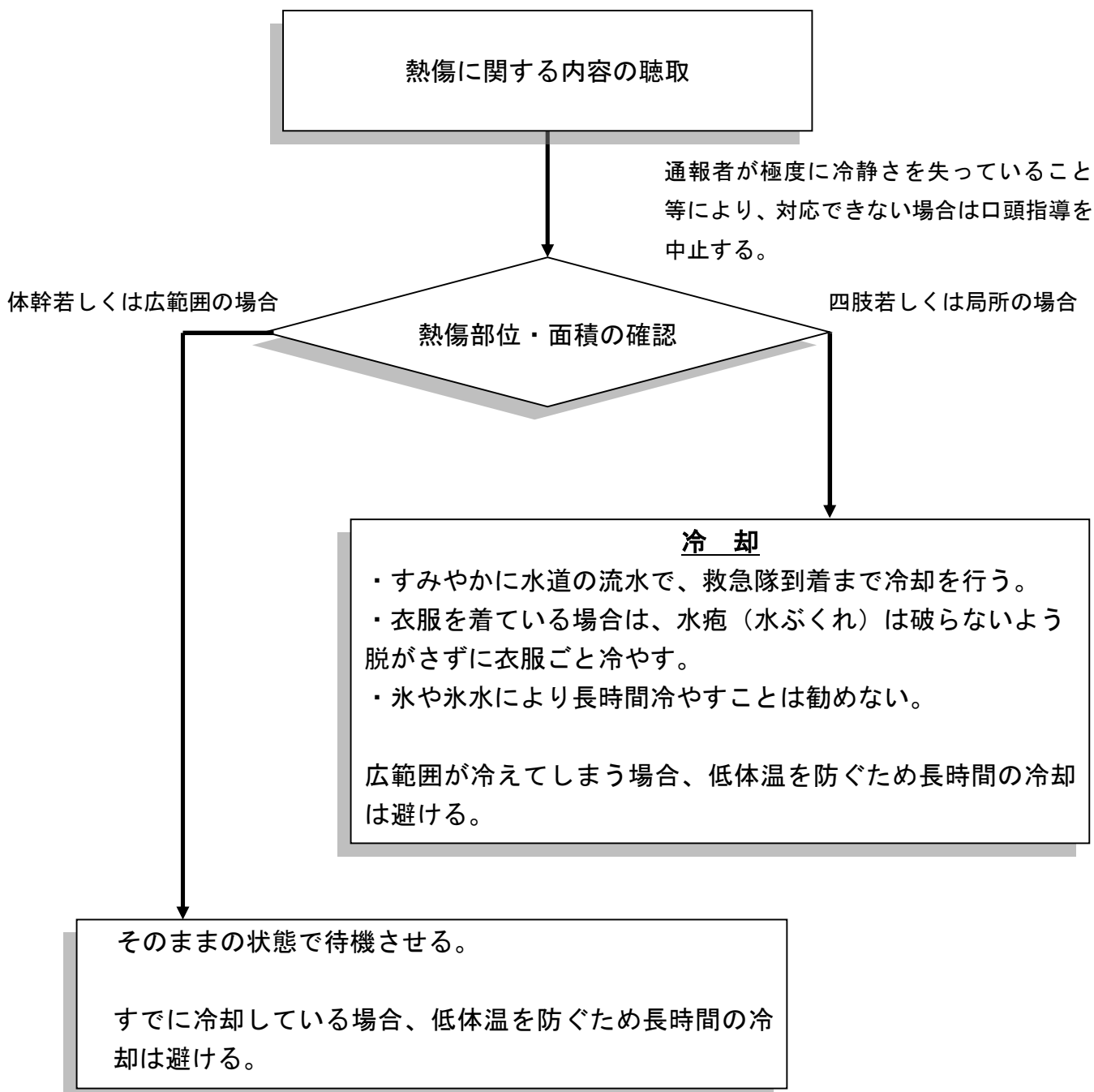
#### 腹部突き上げ法（ハイムリック法）実施時の留意点

- ・明らかに妊娠していると思われる女性、高度肥満者、乳児には実施しない。
- ・腹部突き上げ法（ハイムリック法）を実施した場合には、内臓損傷の可能性があるため、実施したことを到着した救急隊に伝えるとともに、異物が取れた場合でも病院での診察が必要であることを伝える。

口頭指導手順／止血法

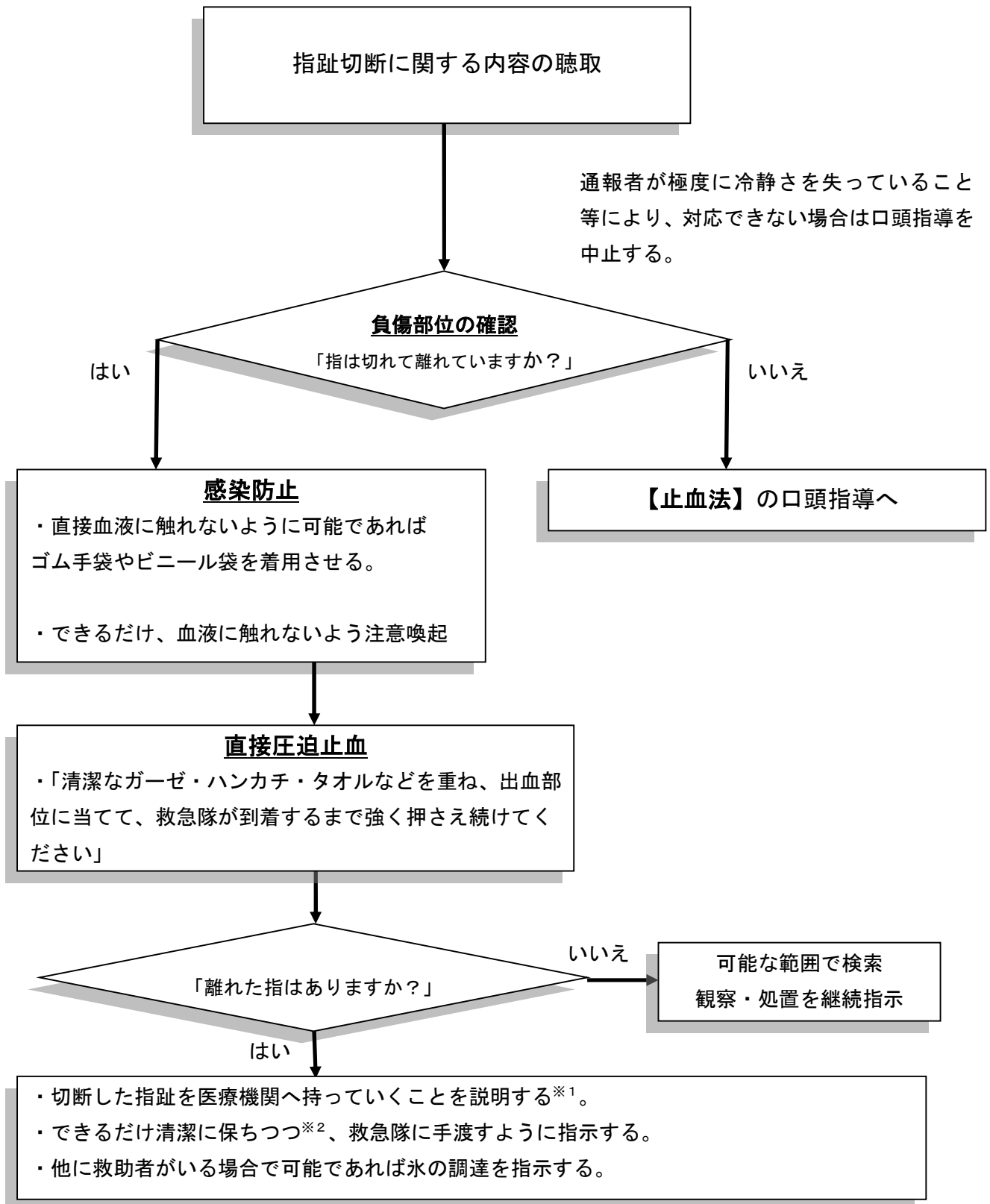


口頭指導手順／熱傷手当





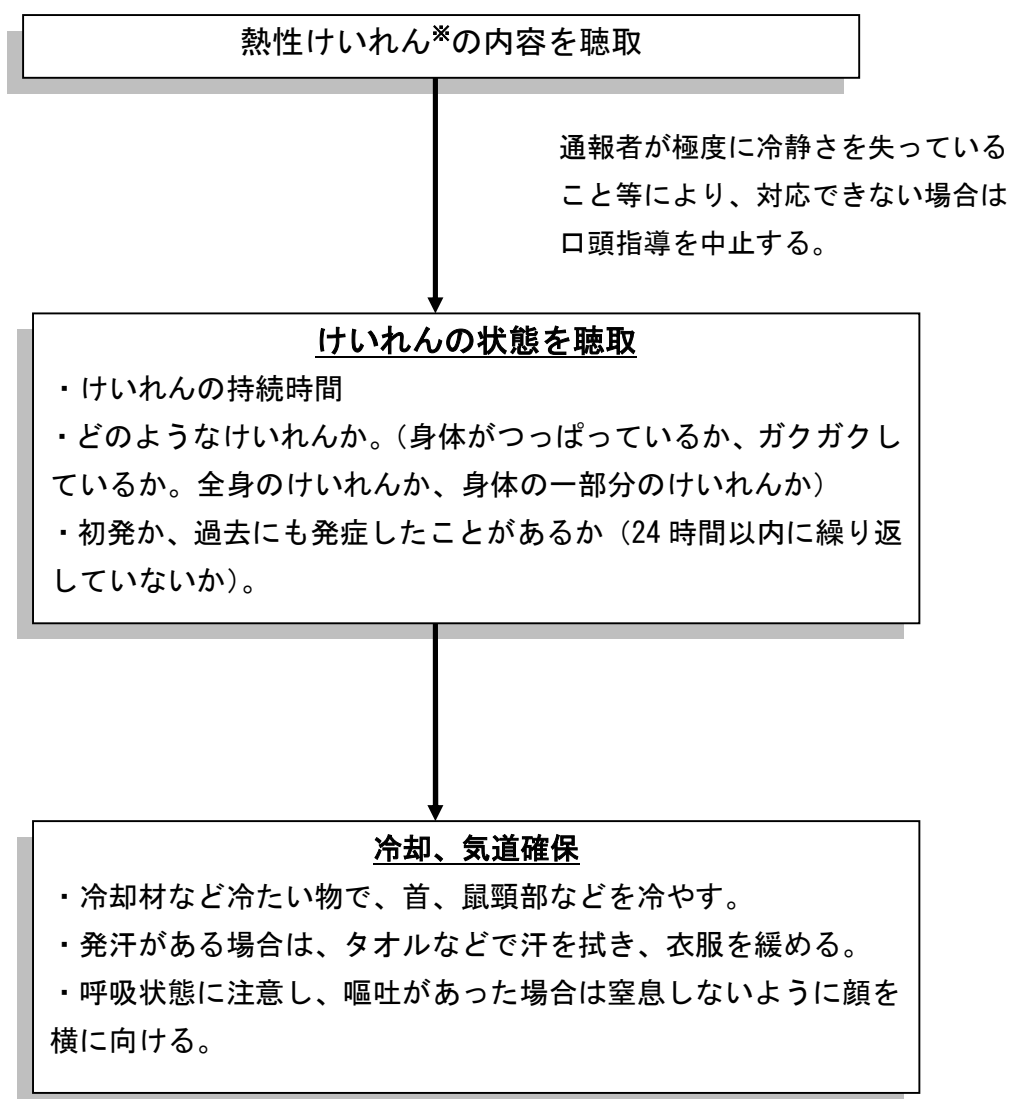
口頭指導手順／指趾切断手当



※1 再接着の可能性について、明確な言及をしないように留意する。

※2 切断指趾は浸軟を避けるため、直接水の中に浸さないようにし、清潔なガーゼ等に包んでビニール袋等に入れて密閉し、氷水入りの袋に入れて傷病者ととともに搬送

### 口頭指導手順／熱性けいれんの手当



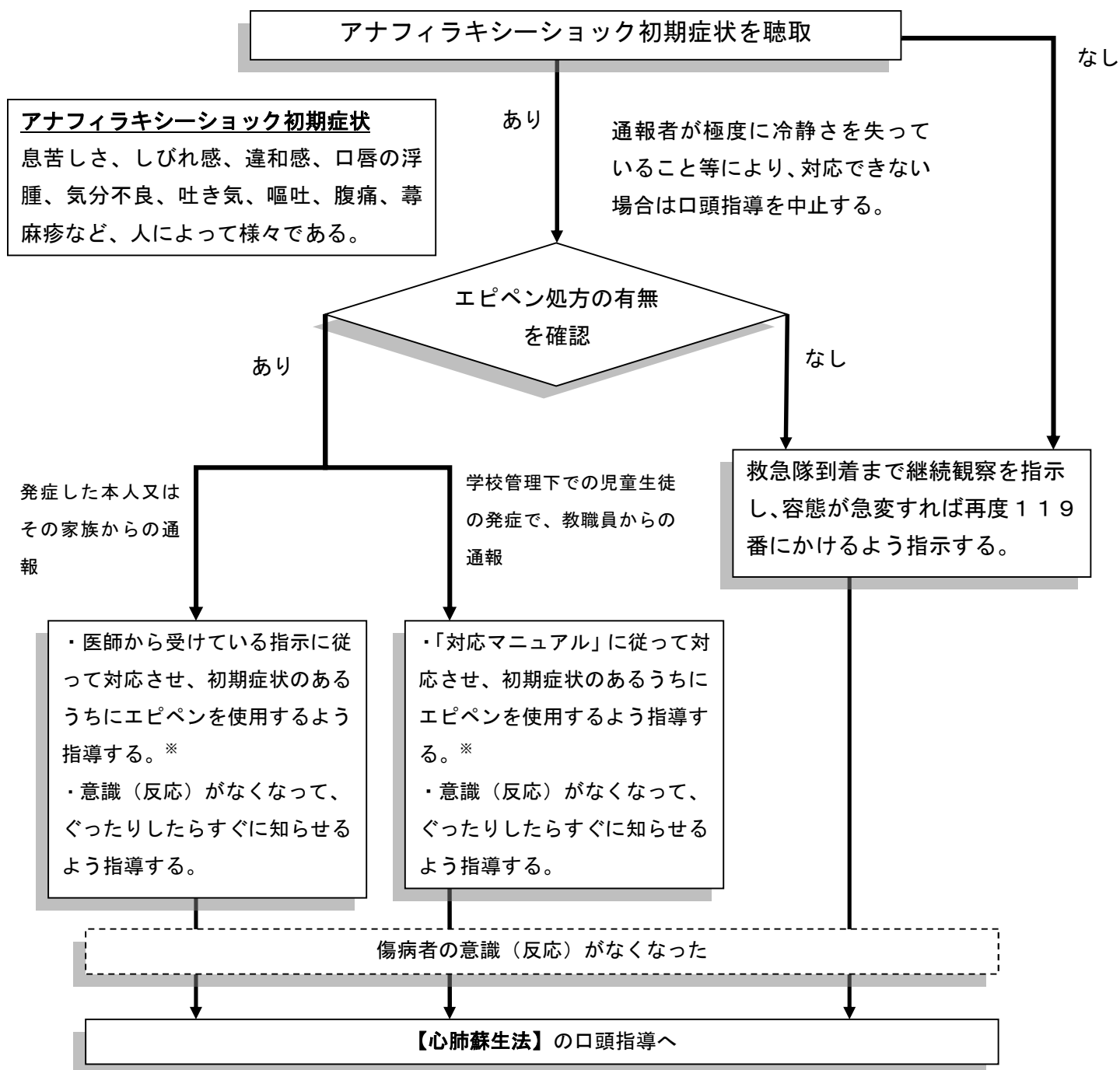
#### ※ 熱性けいれんとは

主に生後6ヶ月～60ヶ月（5歳）までの乳幼児期に起こる。通常は38℃以上の発熱に伴う発作性疾患（けいれん性、非けいれん性を含む）で、髄膜炎などの中枢神経感染症、代謝異常、その他の明らかな発作の原因が見られないもので、てんかんの既往のあるものは除外される。

#### 熱性けいれん時の留意事項

- 1 口の中にタオルやハンカチを入れないようにする。
- 2 大声で呼びかけたり、激しく揺さぶるなどの刺激を加えないようにする。
- 3 けいれん後しばらくは、傾眠傾向となったり、脱力したりすることがある。
- 4 再度けいれんが生じた場合には、けいれんの状態や持続時間を観察し、救急隊に伝える。

口頭指導手順／エピペン対応



※ 必要に応じ、エピペンの使用方法を指導する。

**エピペン使用方法**

- 1 使用前にエピペンの使用期限、薬液の変色や沈殿の有無を確認するとともに、エピペン貼付の連絡シールにより傷病者本人のものであることを確認する。
- 2 先端を下に向けて、エピペンを片手でしっかりと握り、安全キャップを取り外す。握り方は、親指を端にかけず、グーの形でしっかりと握る。
- 3 太ももの前外側に垂直になるように先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付ける。押し付けたまま数秒間待つ。（緊急時は、衣服の上からでも注射可）

## 別表第9（第7条関係）

## 口頭指導に係る救急研修項目

分類	具体的項目	到達目標 (具体的内容)	研修時間の目安 単位（時間）
救急指令管制実務教育	救急業務における指令課員の役割	通報から救急隊の到着までの対応の重要性 「救命の連鎖」	0.5
	救急業務の現状	救急搬送件数の推移、ウツタイン統計	0.5
	救急現場活動	指令から医療機関到着までの救急現場活動 救急救命士が行う処置の範囲（特定行為） 救急隊員が行う処置の範囲	1
	メディカルコントロール体制	兵庫県及び阪神・丹波地域メディカルコントロール体制、事後検証体制	1
	救急医療体制	救命救急センター、その他の救急医療機関 兵庫県広域災害・救急医療情報システムによる支援要領	0.5
	緊急度・重症度	緊急度・重症度の高い病態の把握	2
	救急隊への情報伝達	救急隊への適切な情報伝達・救急隊との連携	0.5
	ドクターカー・ドクターヘリ要請	ドクターカー・ドクターヘリ要請基準及び要請要領	1
	口頭指導に関する検討会 シミュレーション訓練	口頭指導事案に関する検討会 口頭指導シミュレーション訓練	3
医学基礎教育	解剖・生理	生命維持のメカニズム	1
	心停止に至る病態 (心停止に移行しやすい病態)	心筋梗塞、脳血管障害、呼吸器疾患、高エネルギー外傷、アレルギー、窒息、 死戦期呼吸、心停止直後のけいれん	2
	心肺蘇生法	JRCガイドライン、胸骨圧迫の重要性など	2
	AED	電気ショック適応・不適応の心電図（心室細動／無脈性心室頻拍とその他） AEDの性能、電気ショック後の対応要領含む	1
	JPTEC	JPTECの概要・通報内容から高エネルギー事故の予測	1
	救急研修会等の伝達研修	阪神地区消防長会救急隊員研修会、全国救急隊員シンポジウム等の伝達研修	4
	口頭指導対象病態	気道異物、止血、熱傷手当、指趾切断、熱性けいれん、エピペン使用	4

口 頭 指 導 記 録 表

年 月 日	受付時間	指導開始時間	指令時間	口頭指導員氏名	口頭指導員資格
・ ・	:	:	:		救命士・救急隊員 応急手当指導員
応急手当実施者		応急手当対象者			発生場所（町名のみ）
家族・同僚・近隣者・警察 その他（ ）		歳	男性・女性	既往症：	
通報内容					
指導内容	心肺蘇生法・気道異物除去法・止血法・熱傷手当・指趾切断手当・熱性けいれんの手当 エピペン対応・その他（ ）				
結 果	口頭指導理解 　：　・よく理解できた　　・少し理解できた　　・理解できなかった ：　・不明　　　・その他（ ） 実施可否　　　：　・実施　　　・実施不能　　・不明 不能理由　　　：　・動揺　　・無理解　　・拒否　　・高齢者　　・現場外からの通報 ：　・回線不通　　・容態確保困難　　・その他（ ）				
備 考					

口頭指導に係る救急研修実施結果報告書	
研修分類	
具体的項目	
実施年月日	
実施時間	～
講師	
参加者名	
研修内容	

年(     年) 月   日

指令課長 殿

消防

年中の口頭指導件数について(報告)

このことについては、下記のとおりです。

記

口頭指導件数一覧表

月	心肺蘇生	気道異物	止血	熱傷	指趾切断	熱性けいれん	エピペン	その他	合計
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
合計									

※ 胸骨圧迫のみ指導した場合も、心肺蘇生に含む。